

# 食品衛生国保

(食品国保掲示板)

No.144

令和2年8月発行

京都市下京区藤本寄町26-1  
朝日生命京都第二ビル8階  
電話075-254-8383

**議案事項**

議案第一号 令和元年度事業報告認定について

議案第二号 令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分について

議案第三号 令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について

特定健診については対象者九六七名に対し、五五二名の受診がありました。(特定健診



このような状況下で、収支の均衡を図るため、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者支援金の賦課方式(均等



京都市食品衛生国民健康保険組合は去る七月十七日午後二時から「からすま京都ホテル」において第百三十回通常組合会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策のため、マスクの着用、マイクのアルコール消毒や飛沫感染予防をする等の対応をとりました。令和元年度の事業報告、歳入歳出決算報告、法定積立金の一部を任意積立金に移行する件について等の七議案について、審議が行われ、前会一致で承認を得ました。

第百三十回組合会は組合会議員十名(定数二十八名、欠席0名、書面表決十八名)、理事及び監事が出席し、岡山理事長が挨拶を述べ、続いて宮本延男組合会議長の進行で審議に入りました。

二〇二名、人間ドック三四八名、事業主健診二名、受診率は五七、一%であり、人間ドック、ミニドックの一部負担金の改定をおこないました。前年度より四、二ポイント上回りました。特定健診については、京都市の平均値より高い受診率を誇っておりますが、平成三〇年度に策定した「第三期京都市食品衛生国民健康保険組合特定健康診査実践計画」に掲げている目標値の七〇%には届かずにいます。生活習慣病は、自覚症状がでてから病院にいかれても、手遅れになることが多いので、毎年一回特定健診を受診していただくことで、ご自身の日常生活を振り返っていただく機会にしていただきたいと思います。

一三〇円の繰越金となり、一三〇年度の繰越金と一致し、四四、三一一円となり厳しい結果となりました。

また、国庫補助金の大幅な削減、高額医療や高額薬剤の保険適用による医療費の高騰、少子高齢化に加えIT機器関連のインフラ整備事業並びにランニングコストの経費が重なり、組合事業運営に大きな負担が係るため、法定積立金の一部を任意積立金に移行し、財政調整積立金を六〇、〇〇〇、〇〇〇円処分することになりました。

割保険料、賦課限度額を更に、費用負担の均衡を図ることになりました。ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



令和元年度の事業及び決算について事務局から報告と説明を行い、狩野雅春監事から監査報告があり、すべての議案が原案通りに可決されました。

被保険者の異動状況については前年度末の世帯数が六九六世帯、被保険者数が一、四八三名に対し本年度末は六七三世帯、一、四一七名となっております。新たに資格取得された方が四八世帯一三〇名、資格喪失は七一世帯一九六名です。資格喪失者のうち、後期高齢者医療制度へ移行された方は一二名です。対前年の増減率は被保険者全体で四、四%の減少となっております。保険給付の状況については、全体で一人当たり費用額が二三八、三三二円に対し、前期高齢者の一人当たりの費用額は五四三、八三八円と対前年比が一、一三、八%と上回りました。

令和元年度 京都市食品衛生国民健康保険組合歳入歳出決算

歳入	収入済額(円)	歳出	支出済額(円)
国民健康保険料	18,353,400	組合会費	562,999
国庫支出金	227,056,595	総務費	43,736,044
前期高齢者交付金	0	保険給付費	272,916,790
府支出金	3,220,000	後期高齢者支援金	69,597,294
市町村支出金	1,351,000	前期高齢者納付金	295,777
共同事業交付金	5,222,000	老人保険拠出金	0
財産収入	269,812	介護納付金	41,243,918
寄付金	0	共同事業拠出金	13,773,718
繰入金	0	保健事業費	19,361,358
繰越金	62,217,552	基金積立金	56,775
繰上金	5,027,555	諸支出金	15,267,111
		予備費	0
歳入合計	486,717,914	歳出合計	477,111,784

歳入歳出差引残額 9,606,130円 翌年度へ繰越 9,606,130円

## 令和元年度 組合決算認定

### 特定健診・人間ドックの受診について

特定健診→9月末 人間ドック→12月末

期限を過ぎると受診できません。年内(12月末)までの受診完了が補助の対象になります。健診機関への予約完了が年内(12月末)ではありませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルスの感染予防策として、一部負担金の納付をお振込みでいただくことができるようになりました。(振込手数料はご本人様負担になります)。お振込みにて納付を希望される方は、組合事務所までご連絡ください。お振込みされた場合、振込票等が領収書になりますので、食品国保からの領収書は発行できませんのでご了承願います。

※来年度は人間ドックの一部負担金の改正を予定しています。

### インフルエンザ予防接種助成制度

食品国保では被保険者の皆様がインフルエンザに罹らぬよう、またもし罹っても重症化を防げるよう、インフルエンザ予防接種料金の助成事業を行っています。今年度も接種された被保険者1名につき2,000円を上限に助成する予定ですので医療機関の領収書は必ず保管しておいてください。

助成の対象(医療機関領収書の領収日)

令和2年10月1日～令和3年1月31日

※この期間以外のもは対象となりません。

申請期限：令和3年1月31日食品国保必着

例年、対象期間外の領収書による申請や申請期限後の申請がありますが、助成金のお支払いはできませんのでご注意ください。詳しくは別途ご案内を送付します。

### 令和2年10月から保険料が引きあがります

国保組合の国庫補助金の削減については、毎年非常に厳しい状況が続いている中、平成30年度に実施した所得調査(市町村住民税課税標準額調査)の結果、前回実施した平成26年度の結果より、所得上昇率が36.6%と上昇しているため、令和2年度は調整補助金が大幅に削減されています。それに加え、高額医薬品や高度医療保険の保険認可等で、医療費は増加傾向にあります。

(旧) H30.4~

区分	応能割率	限度額	応能割額(上限)	応能割額(下限)	均等割
医療分	0.007	42,000	40,000	4,000	①事業主 3,500
					②事業主家族 1,200
					③従業員 9,700
					④従業員家族 1,200
介護分	0.005	9,000	8,000	1,200	①事業主 800
					②事業主家族 "
					③従業員 1,500
					④従業員家族 "
後期支援金分		12,000			①事業主 1,500
					②事業主家族 "
					③従業員 "
					④従業員家族 "

### 糖尿病性腎症重症化予防について

糖尿病は、最初自覚症状は少ないですが、長時間放置すると徐々に合併症を引き起こす可能性がある大変怖い疾病です。進行すると、腎不全による人工透析や網膜症、末梢神経麻痺を併発することがあります。透析療法は、人工的に血液のろ過を行い、腎臓の機能を代行する治療のことで、一般的には一週間に三回、一回には三時間～四時間かかるので、日常生活の時間を多くとられてしまいます。医療費については、年間一人当たりの平均が二十五万円のところ、人工透析は五百万円～六百万円と高額な費用がかかり、その医療費は食品国保が負担することになります。京都府が推奨する「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」は、糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象とし、人工透析への移行を防止することによって、健康寿命の延命を図り、医療費の適正化が目的とされています。

対象となる方には、医療機関の受診状況と健診結果に基づいて個別にご案内をさせていただきますので、重症化予防に努めていただきます様、よろしくお願いたします。

ホームページで活用ください。

京都市食品国保 <https://kyoto-shokuhin.jp>



平成30年度に12年ぶりに保険料の改正を行いました。先述述べた様に、医療費の高騰の為、再び見直しをせざるを得なくなりました。引き上げから2年が経過し、収支の状況を勘案したところ保険財政の安定化の為に国民健康保険料の改正をすることが令和2年7月17日に開催された第130回組合会に於いて決定いたしました。従業員の医療分と介護分の保険料については、14年ぶりの改正となります。改正内容は以下の通りです。

(新) R2.10~

区分	応能割率	限度額	応能割額(上限)	応能割額(下限)	均等割
医療分	0.007	50,000	40,000	4,000	①事業主 4,900
					②事業主家族 2,600
					③従業員 14,200
					④従業員家族 3,700
介護分	0.005	13,500	10,000	1,200	①事業主 1,600
					②事業主家族 "
					③従業員 2,500
					④従業員家族 "
後期支援金分		18,000			①事業主 4,000
					②事業主家族 2,500
					③従業員 4,000
					④従業員家族 2,500

★事業主さんへお願い!

食品国保を脱退しているのに保険証を返さず使用したときは、食品国保が負担した医療費(7割/8割分)を事業主に請求いたします。特に従業員が退職するときは、まず「保険証の回収」をしてください。

★手続は必ず十四日以内に!

家族の異動、従業員の加入や住所を変更したときは必ず十四日以内に届け出してください。届け出が遅れると医療費が全額自己負担になるなど、大きな経済的負担を被ることになります。

★保険証をなくしたときはすぐに届け出を!

盗難等で保険証を紛失してしまつたら、悪用される可能性がありますので、すぐに警察と食品国保に届け出てください。

★交通事故にあったときは必ず食品国保へ連絡してください!

連絡がなく、食品国保の保険証を使用された場合は、保険診療を認めることができません。加害者から治療費を受け取つたり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

★法人事業所になったときは必ず届け出を!

法人事業所は年金事務所での適用除外承認が必要となります。この手続きをされない場合は食品国保に残れません。

★廃業したときは、必ず届け出を!

税務署や保健所に廃業届を出されたときは国保組合にも届け出してください。

近年、同居の家族の方が住民票の住所地と違う場所に一時的に居所を持たれることが多く見受けられます。

国保組合としては組合員の公平性の観点から、時には実態にあわせて住民票をさかのぼって移してもらおうとあります。世帯を別にされたときや住所と異なる場所に住んでいる場合は必ず申し出てください。

また自身の都合で一時的に住民票を移された場合も必ず届け出をお願いします。



第1表 歳入歳出予算補正

Table with 5 columns: 款, 項, 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 40.繰入金, 45.繰越金, 補正しない予算費目, 歳入合計.

Table with 5 columns: 款, 項, 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 17.後期高齢者支援金等, 21.介護給付金, 40.予備費, 補正しない予算費目, 歳出合計.

議案第三号 令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について
議案第四号 令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について
議案第五号 令和元年度歳入歳出決算剰余金の処分の承認について

被保険者の状況 年間平均

ア. 世帯数 683 (介護2号被保険者世帯数 440)
イ. 被保険者数 1,441 (前期高齢者 281 未就学児 63 介護2号被保険者数 646)
ウ. 1世帯当り被保険者数 2.11

医療費の状況

国民健康保険の医療費

Table with 2 columns: 件数, 金額. Rows include 件数 21,404, 金額 343,435,806, 1人当り 238,331.

〔前年度 233,995円(一人当り)〕

被保険者の増減内容

Table with 6 columns: 増, 減, 社保離脱, 生保廃止, 出生, その他, 計. Rows include 12, 0, 4, 114, 130 and 34, 0, 2, 160, 196.

年間平均保険料額

1世帯当り調定額 (医療分) 194,980円 (介護分) 52,950円 (後期支援金分) 37,898円
1人当り調定額及び収納額 (医療分) 92,416円 (介護分) 36,065円 (後期支援金分) 17,963円

保険料(医療分+後期支援金分)が保険給付費(※後期高齢者支援金等を含む)に占める割合

Table with 4 columns: 年度, 保険料, 医療給付費, 割合. Rows include 29, 30, 元.

保険給付費支給決定状況

Table with 5 columns: 区分, 決定額, 1人当り, 前年度1人当り. Rows include 保険給付費, 後期高齢者支援金, 前期高齢者納付金, 老人保健拠出金, 介護納付金, 合計.

補助金の受入状況

Table with 2 columns: 国庫支出金・交付金, 府・市支出金. Rows include 交付額 211,489,484円, 府補助 3,220,000円, 市補助 1,351,000円, 計 4,571,000円.

ランニングコストの経費が重なり、組合事業運営に大きな負担が係るため、法定積立金から任意積立金に剰余分を移行する。
【移行後の積立金】
法第一九条 特別積立金 一〇三、〇〇〇、〇〇〇円
法第二〇条 支払準備積立金 六八、〇〇〇、〇〇〇円
財政調整積立金 二一〇、〇〇〇、〇〇〇円

国民健康保険の医療給付

Table with 5 columns: 区分, 件数, 日数, 金額(費用額), 1人当り. Rows include 診療費, 調剤, 食事療養費, 施設療養費, 訪問看護, 療養費, 合計.

(年間平均1,441人)

1人当り費用額(全体)

Table with 6 columns: 年度, 入院(円), 入院外(円), 歯科(円), 計(円), 前年比指数(%). Rows include 27, 28, 29, 30, 元.

1件当り費用額(全体)

Table with 6 columns: 年度, 入院(円), 入院外(円), 歯科(円), 計(円), 前年比指数(%). Rows include 27, 28, 29, 30, 元.

前期高齢者の医療給付(65歳~74歳)

Table with 5 columns: 区分, 件数, 日数, 金額(費用額), 1人当り. Rows include 診療費, 調剤, 食事療養費, 施設療養費, 訪問看護, 療養費, 合計.

(年間平均281人)

1人当り費用額(前期高齢者)

Table with 6 columns: 年度, 入院(円), 入院外(円), 歯科(円), 計(円), 前年比指数(%). Rows include 27, 28, 29, 30, 元.

1件当り費用額(前期高齢者)

Table with 6 columns: 年度, 入院(円), 入院外(円), 歯科(円), 計(円), 前年比指数(%). Rows include 27, 28, 29, 30, 元.

【改正の理由】
国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者支援金の賦課方式(均等割保険料、賦課限度額)を変更し、費用負担の均衡を図る。
京都市食品衛生国民健康保険組合規約の一部を改正するに改正する。
第五章保険料 (賦課額)
第二二条中「第一項から第三項を以下に改める。
第一項 医療保険料の「事業主均等割保険料」を「三、五〇〇円」から「四、九〇〇円」に、「事業主家族均等割保険料」を「一、二〇〇円」から「二、六〇〇円」に、「従業員均等割保険料」を「九、七〇〇円」から「一四、二〇〇円」に、「従業員家族均等割保険料」を「一、二〇〇円」から「三、七〇〇円」に、賦課限度額を「四二、〇〇〇円」から「五〇、〇〇〇円」に改める。
第二項 後期高齢者支援金保険料の「事業主・従業員均等割保険料」を「一、五〇〇円」から「四、〇〇〇円」に、「事業主家族・従業員家族均等割保険料」を「一、五〇〇円」から「二、五〇〇円」に、賦課限度額を「一、二〇〇円」から「二、〇〇〇円」から「二、八〇〇円」に改める。
第三項 介護保険料の「事業主・事業主家族均等割保険料」を「八〇〇円」から「一、六〇〇円」に、「従業員・従業員家族均等割保険料」を「一、五〇〇円」から「二、五〇〇円」に、応能割限度額を「八、〇〇〇円」から「一〇、〇〇〇円」に、賦課限度額を「九、〇〇〇円」から「一三、五〇〇円」に改める。
附則
一、この規約は、認可の日から施行し令和二年一月一日から適用する。
二、この規約の施行前に納付義務が生じた保険料の賦課額については、なお従前の例による。